二　租税条約の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下「相手国等」という。）の居住者とされる者が我が国及び当該相手国等以外の国又は地域（以下「第三国」という。）にある当該租税条約に規定する恒久的施設（以下「第三国恒久的施設」という。）に帰せられる所得を有する場合に、当該所得に対し当該租税条約の規定により認められる特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約の規定（当該租税条約の権限ある当局が正当と認める場合に当該特典を与えることができる旨の定めに係る部分に限る。）

第二条第二項第一号チを同号リとし、同号ホからトまでを同号ヘからチまでとし、同号ニ中「状況」の下に「（当該相手国居住者等が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該相手国居住者等の当該認定に係る第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況を含む。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「我が国以外の締約国又は締約者（以下「」、「」という。）」及び「法第二条第一号に規定する」を削り、「当該納税者番号」の下に「（当該相手国居住者等が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該相手国居住者等の当該認定に係る当該国内源泉所得に係る第三国における納税地及び当該第三国（法第二条第三号に規定する相手国等に限る。ハにおいて同じ。）において有する当該第三国の租税に係る納税者番号に相当するものを含む。）」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該相手国居住者等が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該認定に係る第三国恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称及び所在地

第二条第二項第二号リを同号ヌとし、同号へからチまでを同号トからリまでとし、同号ホ中「状況」の下に「（当該外国法人が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該者の当該認定に係る第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況を含む。）」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該外国法人が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該認定に係る第三国恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称及び所在地

第二条第二項第三号リを同号ヌとし、同号へからチまでを同号トからリまでとし、同号ホ中「状況」の下に「（当該非居住者又は外国法人が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該相手国団体の当該認定に係る第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況を含む。）」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該非居住者又は外国法人が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該認定に係る第三国恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称及び所在地

第二条第二項第四号リを同号ヌとし、同号へからチまでを同号トからリまでとし、同号ホ中「状況」の下に「（当該非居住者又は外国法人が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該第三国団体の当該認定に係る第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況を含む。）」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該非居住者又は外国法人が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該認定に係る第三国恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称及び所在地

第二条第二項第五号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「状況」の下に「（当該非居住者又は外国法人が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該相手国団体の当該認定に係る第三国における所得税又は法人税に相当する税の課税の状況を含む。）」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該非居住者又は外国法人が前条第二号に掲げる規定に係る認定を受けようとする場合には、当該認定に係る第三国恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称及び所在地

第二条第三項第一号中「同号ロ」を「同号ハ」に改め、「法第二条第一号に規定する」を削り、同項第二号中「前項第一号ハからホまで、同項第二号ロからヘまで、同項第三号ロからヘまで、同項第四号ロからヘまで又は同項第五号ロからヘまで」を「前項第一号ニからヘまで、同項第二号ハからトまで、同項第三号ハからトまで、同項第四号ハからトまで、同項第五号ハからトまで」に改め、同条第四項中「第二項第三号ロ」を「第二項第四号ロ」を「同項第四号ハ」に、「同項第五号ロ」を「同項第五号ハ」に改める。

第三条第一項中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　認定相手国居住者等が第一条第二号に掲げる規定に係る認定を受けた場合には、当該認定に係る第三国恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称及び所在地

第四条第二項第四号中「法第二条第一号に規定する」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　認定相手国居住者等が第一条第二号に掲げる規定に係る認定を受けた場合には、当該認定に係る第三国恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの名称及び所在地

第四条第二項に次の一号を加える。

六　認定相手国居住者等が第一条第二号に掲げる規定に係る認定を受けた場合には、当該認定に係る第三国の名称

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第二十六号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則及び所得税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第二十一号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第三条の五第三項第一号中「並びに」を「（提出者の氏名又は住所の変更をした場合には、当該提出者の氏名又は住所）並びに」に改め、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項第四号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項第四号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第四号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項第七号、第七項第五号」を「第七項第七号、第八項第五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　施行令第二条の十八第一項に規定する個人が、その氏名又は住所の変更をした場合において、同項の規定による申告書の提出をしたときは、当該申告書を受理した同項の勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長は、当該申告書に、当該個人の個人番号を付記するものとする。

第三条の十中「第三条の五第十八項」を「第三条の五第十九項」に改める。